

## 個人情報の保護に関する法律の改正内容について

### 1 法改正の目的

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に地方公共団体の個人情報保護制度に係る規定の整備が行われるところである。

法の改正は、国及び地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質及び量の拡大が不可避であることに対応するため、①独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視・監督する体制を確立するとともに、②活発化する官民及び地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令によって生じてきた旧法制の不均衡及び不整合を是正することを通じて、個人情報を取り扱う事業者、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の一層の保護を図ることを目的としている。

### 2 法改正の施行期日

令和5年4月1日

### 3 制度改正

法の改正による個人情報保護制度の変更点は、主に次のとおりである。

#### (1) 根拠法等の統合

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び地方公共団体の個人情報保護条例を法に統合する。

地方公共団体の個人情報保護制度は、従来、個別の条例により運用されていたが、法に統合されることにより、国、他の地方公共団体等に対して適用されるものと同様の規律を適用することとなる。

#### (2) 個人情報保護委員会による一元的な解釈と執行の確保

法に基づく監督機関として設置され、権限行使の観点から独立性と政治的中立性を有する個人情報保護委員会が、法全体を所管するとともに、統一的な法の執行を担うこととされた。地方公共団体に係る個人情報保護制度上の解釈、監督等を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが整備された。

#### (3) デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応

現行の個人情報保護制度は、個別の法令、条例等により、国、地方公共団体

等ごとに規定内容に差異が生じている。官民及び地域の枠を超えたデータの利活用に対応するため、各団体間の個人情報保護制度の規定を法に統一することで、不均衡及び不整合を是正する。

#### 4 例規等の改正

地方公共団体においては、法に規定する内容を遵守する必要がある、事務執行を行う上で、法を補完する条例を制定することが可能とされた。条例に規定する事項等について、個人情報保護委員会から次のとおり示された。

##### **【条例化が可能な事項】**

###### (1) 条例で定めることが法律上必要な事項

- ア 本人開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

###### (2) 条例で定めることが法律上許容されている事項

- ア 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- イ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ウ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）
- エ 本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- オ 本人開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項及び第 108 条）

例：開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限を設定する旨の規定

###### (3) 単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

- ア 地方公共団体の内部管理に係る規定
- イ 法の目的及び規範に反することなく、市民及び事業者の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念並びに市民及び事業者の責務を定める規定

##### **【条例に規定できない事項】**

###### (4) 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、(1)及び(2)に当たらない事項

- ア 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- イ 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

- ウ 不要な保有個人情報の消去に係る規定
- エ オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- オ 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定
- カ 開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定
- キ 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定
- ク 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ケ 訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実合致することを証明する資料の提出又は提示させる旨を定める規定